エコマーク商品類型 No. 140「飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装 Version1.15」 認定基準書

G. 再生プラスチックを使用したプラスチック製容器包装

公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

家庭から出るごみの約 60%(容積比)を占める容器包装廃棄物の削減は、持続可能な社会の構築に向けた大きな課題の一つである。平成 7年には、この一般廃棄物の減量と資源の有効活用を目的とした「容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)」が制定され、消費者・事業者・自治体は、連携して容器包装の分別収集、リサイクル促進に取り組んできている。

容器包装廃棄物の削減にあたっては、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を効率よく進めることが重要である。その一つの手法として、プラスチック製容器包装の原料に再生材料を使用する取り組みが進められている。再生プラスチックを使用したプラスチック製容器包装については、従来からエコマーク商品類型 No.118「プラスチック製品 Version2」の「食品・化粧品容器、医療関連」で対象としており、認定商品も多く存在するが、同商品類型は不特定のプラスチック製品を想定して策定されたものであるため、容器包装の機能や物性、安全性などに特化した基準項目が設定されていなかった。このため、再生プラスチックを使用したプラスチック製容器包装を同商品類型から独立させ、新たに再編することとした。

2. 適用範囲

内容物の品質保持(品質保持期限の延長など)に機能するプラスチック製容器包装を 対象とする。ただし、内容物についてエコマーク商品類型が設定されている場合には、 当該内容物の個包装として扱うため、本商品類型の適用範囲とはしない。

3. 用語の定義

容器包装	商品の容器および包装であって、当該商品が消費され、または当該商品と分離された場合に不要になるもの。(容器包装リサイクル法の「容器包装に関する基本的な考え方」に従う)
プラスチック製 容器包装	容器包装のうち、主としてプラスチック製のもの(複合素材(分離不可能)の場合、当該容器包装を構成する素材のうち、プラスチックが 重量ベースでもっとも主要なもの)。
ラミネート包装	包装材に対する要求物性を満足するために、性質の異なるプラスチ

オ プラスチック	ックフィルムなどを貼り合わせて造られた包装材。ただし、本認定 基準では、性質の異なる2種類以上のプラスチックフィルムから構 成される共押出しフィルムで、ラミネート包装材と同様に用いられ るものについては、ラミネート包装材の基準を適用する。 単一もしくは複数のポリマー材料と、特性付与のために配合された
	添加剤、充填材等からなる材料。
プラスチックシ ート	厚さが 0.25mm 以上のプラスチックの薄い板状のもの。
プラスチックフィルム	厚さが 0.25mm 未満のプラスチックの膜状のもの。
ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。
再生プラスチック	高分子物質を主成分とする再生材料。マテリアルリサイクルの過程 で、ポリマーと分別することのできない可塑剤などの添加剤が混合 している再生材料も再生プラスチックとする。
再生材料	プレコンシューマ材料またはポストコンシューマ材料またはそれらの混合物。
プレコンシュー マ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する端材などの材料または不良品であり、収集及び分別などの再生工程を経た材料。ただし、原料として同一の工程(工場)内でリサイクルされるものは除く。
ポストコンシュ ーマ材料	製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分は含まない。

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書および関連書類を提出すること。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

- (1) 容器包装の重量に占める再生プラスチックの重量割合が、ポストコンシューマ材料の場合は 25%以上、プレコンシューマ材料の場合は 50%以上であること。 ^{注 1)} ラミネート包装材については、容器包装の重量に占める再生プラスチックの重量割合が 10%以上であること。 ^{注 2)}
 - 注 1) ポストコンシューマ材料とプレコンシューマ材料を併用する場合は、ポストコンシューマ材料の基準配合率を適用する。その場合、プレコンシューマ材料の重量は 1/2 を乗じて計算すること。
 - 注 2) ラミネート包装材は、プラスチック以外の材料(接着剤、印刷インキ、ラミネート 包装材のアルミ箔など)を重量計算から除いてよい。

【証明方法】

容器包装重量と再生プラスチックの重量割合についての証明書、および原料供給事

業者が発行する原料供給証明書を提出すること。

(2) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。 なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関 連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込商品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、 およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとり がわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)~5)の資料(記録文書の写し等)
 - 1) 工場が立地している地域に関係する環境法規等の一覧
 - 2) 実施体制(組織図に役割等を記したもの)
 - 3) 記録文書の保管について定めたもの
 - 4) 再発防止策(今後の予防策)
 - 5) 再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)
- (3) 容器包装に使用する印刷インキについて、印刷インキ工業連合会「印刷インキに関する自主規制(NL 規制)」で規制される物質を処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】

NL 規制に適合していることを付属証明書に記載すること。

(4) 容器包装に使用するプラスチック材料は、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックを処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】

プラスチック材料について、ポリマー骨格へのハロゲン元素の添加の有無を付属 証明書に記載すること。

(5) 食品用の容器包装については、プラスチック材料に使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加剤は、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度などに従うこと。ただし、食品を内容物としない製品において、ポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物を使用する場合には、その添加剤が ISO 8124-3 などに

定める要件を満たすことでよい。

【証明方法】

プラスチック材料に使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加剤が、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度に従っていることの証明書を提出すること。ポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物については、ISO 8124-3 などに定める要件を満たすことの試験結果を提出すること。

(6) 食品用の容器包装については、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)」(平成24年4月27日 食安発0427第2号)に基づいて安全性の確保を図っていること。

【証明方法】

厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)」(平成24年4月27日 食安発0427第2号)に基づいて安全性の確保を図っていることを示す文書を提出すること。

(7) 容器包装に使用する接着剤は、日本接着剤工業会「食品包装材料用接着剤等に関する 自主規制(NL 規制)」に従うこと。

【証明方法】

NL 規制に適合していることを付属証明書に記載すること。

(8) 食品用の容器包装については、「食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)」に定める要件を満足すること。

食品用以外の容器包装については、同規格基準または ISO 8124-3 などに定める要件を満足すること。

【証明方法】

該当する要件を満足することの試験結果を提出すること。

4-2. 品質に関する基準と証明方法

(9) 容器包装の品質は、業界の自主的な規格または自社規格を満足するものであること。

【証明方法】

該当規格への適合を示す文書を提出すること。

5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対応状況を付属証明書に記載すること。

(1) 容器包装は、回収・再生利用による廃棄物排出抑制などに係る仕組みがあること。

- (2) 容器包装に使用するプラスチック材料は、使用後のリサイクル阻害要因とならないこと。
- (3) 再生プラスチックの配合割合などを表示していること。

6. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分(申込単位)はブランド名毎とする。
- (2) エコマークを容器包装に表示する場合には、容器包装がエコマーク認定商品であることがわかるように表示し、内容物とエコマークが無関係であることをわかるようにすること。
- (3) 原則として、容器包装本体などにエコマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。

例)



エコマーク認定容器



(表示方法に関する注記)

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- *「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、次に示すような「エコマーク(英語表記も可)」を含む表現を使用してもよい。

「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark

Certificate

* 環境省「環境表示ガイドライン」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。

(https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/)

* その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。 (https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/)

2016年6月1日	分類 G.および H.の追加制定(Version1.9)
2016年9月16日	分類 F の追加制定(Version1.10)
2017年2月1日	改定(分類 D 4-1-1(1)、5、分類 E 5、分類 F および H 3
	Version1.11)
2019年4月1日	改定 (6.(2)(3) マーク表示)
2019年11月28日	改定(分類 A 4-2.(18)追加 Version1.12)
2020年11月1日	改定(Version1.13)、有効期限延長
2022年12月15日	改定 (Version1.14)、バイオマスプラスチックの基準改定
2023年2月1日	改定(Version1.15)、分類 K の追加制定、I、J 等の部分改定
2027年6月30日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。